

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県立総合教育センター条例		
条 例 番 号	平成 14 年神奈川県条例第 10 号	法 規 集	第 14 編第 1 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局企画調整課		
条 例 の 概 要	教育関係職員の研修、教育に関する調査研究等を行うための教育機関である神奈川県立総合教育センターの設置等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	県立総合教育センターは、教職員研修やカリキュラム開発・教育情報の提供及び教育相談などを行うための施設であり、現在においても設置する必要がある。この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 30 条及び第 31 条第 2 項に基づき、総合教育センターの設置等に関する事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	県立総合教育センターは、その機能の見直しによる教職員の人材育成拠点としての再整備を行い、教職員の資質向上のための研修の実施や教職員支援のための教材開発など、実践的な事業展開を図っており、有効に機能している。	研修受講者数 19 年度 40,518 名 18 年度 42,117 名 17 年度 41,811 名 カリキュラムセンター利用者数 19 年度 3,913 名 18 年度 3,838 名 17 年度 4,650 名 相談件数 19 年度 20,570 名 18 年度 18,334 名 17 年度 19,619 名
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	県立総合教育センターは、その機能の見直しや研修業務の集約化など事務の見直しを行っており、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	県立総合教育センターは、「神奈川力構想・実施計画」、「教職員人材確保・育成基本計画」等に基づき、教職員研修の充実や教育相談コーディネーターの養成などの事業を実施しており、県政の基本方針に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	地教行法上の教育機関として必要な事項を定める条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)